

## 社会福祉法人等による 生活困難者の利用者負担軽減

社会福祉法人が、特に生計が困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担と食費・居住費（滞在費）の利用者負担の軽減をします。この軽減を受けるためには、利用者または家族などによる申請が必要で、社会福祉法人に提出するための「確認証」の交付を受けなければなりません。



確認証の有効期限は、申請月の初日（1日）から7月31日までです。  
なお、認定要件として収入や預貯金などの条件が複数あります。

●申請先／長寿支援課（金屋庁舎）・住民課（吉備庁舎）・清水行政局 住民福祉室

## 介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と、国・県・町の負担金で賄われています。このうち、65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、所得に応じて段階的に設定されています。

介護保険料は、原則として特別徴収（年金から天引き）されています。特別徴収以外の人（普通徴収の人）は、町から送付する納付書や口座振替により、納期限までに納付してください。

保険料納入通知書と納付書は7月中旬から発送予定です。口座振替や特別徴収（年金から天引き）の場合は、納入通知書を送付します。

令和3年（2021年）～令和5年（2023年）の介護保険料の基準額 月額 6,200円

| 段階   | 計算基礎       | 対象者  | 介護保険料  |           |
|------|------------|--|--------|-----------|
|      |            |  | 月額     | 年額        |
| 第1段階 | 基準額 × 0.30 | ・生活保護を受けている人<br>・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人<br>・住民税非課税世帯で、<br>前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人 | 1,860円 | 2万2,320円  |
| 第2段階 | 基準額 × 0.50 | 住民税非課税世帯で、<br>前年の「合計所得金額 + 課税年金収入額」が<br>80万円を超えて120万円以下の人                            | 3,100円 | 3万7,200円  |
| 第3段階 | 基準額 × 0.70 | 住民税非課税世帯で、<br>前年の「合計所得金額 + 課税年金収入額」が120万円を超える人                                       | 4,340円 | 5万2,080円  |
| 第4段階 | 基準額 × 0.90 | 本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、<br>前年の「合計所得金額 + 課税年金収入額」が80万円以下の人                     | 5,580円 | 6万6,960円  |
| 第5段階 | 基準額        | 本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、<br>前年の「合計所得金額 + 課税年金収入額」が80万円を超える人                    | 6,200円 | 7万4,400円  |
| 第6段階 | 基準額 × 1.20 | 本人が住民税課税者で、<br>前年の合計所得金額が120万円未満の人   | 7,440円 | 8万9,280円  |
| 第7段階 | 基準額 × 1.30 | 本人が住民税課税者で、<br>前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人  | 8,060円 | 9万6,720円  |
| 第8段階 | 基準額 × 1.50 | 本人が住民税課税者で、<br>前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人  | 9,300円 | 11万1,600円 |
| 第9段階 | 基準額 × 1.70 | 本人が住民税課税者で、<br>前年の合計所得金額が320万円以上の人   | 1万540円 | 12万6,480円 |

※介護保険法施行規則の改正により、第7段階の基準所得金額が「120万円以上200万円未満」から「120万円以上210万円未満」に、第8段階の基準所得金額が「200万円以上300万円未満」から「210万円以上320万円未満」に、第9段階の基準所得金額が「300万円以上」から「320万円以上」に改正されました。